

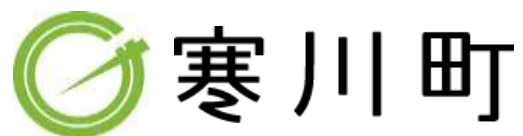


資料 1



第2期 寒川町子ども・子育て 支援事業計画（改定版）（案）

令和〇年〇月



第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

I 計画の概要

第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画は、平成27年4月1日から施行された子ども・子育て支援法に基づく法定計画として平成27年3月に策定した寒川町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）の取り組みを検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定したものです。

策定にあたっては、子育て世帯に対するニーズ調査を実施し、幼稚園や認可保育所などの「教育・保育施設」や、子育て支援センターや一時預かりなどの「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期などについて決めました。

II 見直しの考え方

国の基本指針において「教育・保育の給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、量の見込みと大きく乖離している場合には、中間年を目安に計画の見直しが必要」という方針が示されており、具体的には令和4年3月に内閣府が示した中間年の見直しのための考え方において「令和3年4月1日時点の実績値と見込み量とが10%以上乖離している場合」とされています。

ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績や今後のニーズの想定が困難であって、見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも令和4年度に見直しを行う必要はないとされています。

町の実情としては、いくつかの事業は見直しが必要とされる程度の実績値との乖離が見られるものの、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した実績や利用ニーズの分析・想定は困難な状況である一方で、幼稚園の認定こども園化や令和5年度の小規模保育開所予定など、確保提供量の増が明らかな状況もあります。

また、令和3年5月の子ども・子育て支援法の一部改正に伴う基本指針改定（令和3年12月告示）により、地域子ども・子育て支援事業を行う関係機関相互の連携の推進に関する任意記載事項が追加されました。

国の基本指針や町の状況などを踏まえて町として判断した結果、今回の見直しは、幼稚園の認定こども園化などに伴う一部の教育・保育施設について利用量及び確保提供量を変更し、併せて基本指針改定に伴う任意記載事項について追加するものです。

Ⅲ 今回見直す項目と見直しの方向性

次の項目について、「幼稚園の認定こども園化」や「小規模保育開所予定」などに伴う数値の見直しと、国の基本指針改定に伴う任意記載事項の追加を行うものとします。

1 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

- (1) 幼稚園
- (2) 認可保育所
- (3) 認定こども園

2 地域型保育事業の量の見込みと確保方策

- (1) 小規模保育事業

6 任意記載事項

- (4) 地域子ども・子育て支援事業を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 ※今回の見直しに伴い新たに追加

※ 上記の番号は、第2期 寒川町子ども・子育て支援事業計画第6章 61 ページから76 ページまでの当該項目の番号に対応しています。

※ この改定版には、見直しを行った上記の項目のみ記載しています。

1 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず、子どもの心身の発達を助長するために3歳からの幼児を対象とする教育施設です。

令和4年4月より幼稚園を認定こども園化した事業者があるため、幼稚園の利用者推計及び確保提供量を減としました。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
改定前	利用者推計①	700	690	650	640	630
	確保提供量②	749	749	749	749	749
	1号認定	556	556	556	556	556
	2号認定	193	193	193	193	193
	差異(②-①)	49	59	99	109	119

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
改定後	利用者推計①	700	690	550	540	530
	確保提供量②	749	749	569	569	569
	1号認定	556	556	422	422	422
	2号認定	193	193	147	147	147
	差異(②-①)	49	59	19	29	29

(2) 認可保育所

「児童福祉法」に基づき、保護者の就労など何らかの理由によって、家庭などでの十分な保育が受けられない乳幼児を保育する施設で、県の認可を受けた施設です。

令和6年度に定員の弾力的運用により、0歳児定員 19 名を 1・2 歳児に充てて、待機児童解消とする計画にしておりましたが、新設園開所により定員が充足していくと見込まれるので、定員の提供量とするものです。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
改定前	利用者推計①	646	651	626	621	611
	確保提供量②	630	630	630	630	630
	2号認定	378	378	378	378	378
	3号認定(0歳)	60	60	60	60	41
	3号認定(1・2歳)	192	192	192	192	211
	差異(②-①)	-16	-21	4	9	19

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
改定後	利用者推計①	646	651	626	621	611
	確保提供量②	630	630	630	630	630
	2号認定	378	378	378	378	378
	3号認定(0歳)	60	60	60	60	60
	3号認定(1・2歳)	192	192	192	192	192
	差異(②-①)	-16	-21	4	9	19

(3) 認定こども園

小学校就学前の乳幼児に対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設です。

本町では、平成30年4月から、幼保連携型認定こども園を開園しています。

令和4年4月から既存の幼稚園を新たに認定こども園化した事業者があるため、幼稚園部分と保育園部分の利用者推計及び確保提供量を増としました。

【幼稚園部分】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
改定前	利用者推計①	100	100	100	100	100
	確保提供量②	162	162	162	162	162
	1号認定	82	82	82	82	82
	2号認定	80	80	80	80	80
	差異(②-①)	62	62	62	62	62

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
改定後	利用者推計①	100	100	200	200	200
	確保提供量②	162	162	342	342	342
	1号認定	82	82	216	216	216
	2号認定	80	80	126	126	126
	差異(②-①)	62	62	142	142	142

【保育所部分】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
改定前	利用者推計①	50	50	50	50	50
	確保提供量②	50	50	50	50	50
	2号認定（保育所部分）	30	30	30	30	30
	3号認定（0歳）	6	6	6	6	6
	3号認定（1・2歳）	14	14	14	14	14
	差異（②－①）	0	0	0	0	0

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
改定後	利用者推計①	50	50	50	96	96
	確保提供量②	50	50	50	96	96
	2号認定（保育所部分）	30	30	30	60	60
	3号認定（0歳）	6	6	6	6	6
	3号認定（1・2歳）	14	14	14	30	30
	差異（②－①）	0	0	0	0	0

2 地域型保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。

令和5年度より小規模保育の開所予定があるため、利用者推計及び確保提供量を増としました。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
改定前	利用者推計①	19	19	19	19	19
	確保提供量②	19	19	19	19	19
	3号認定（0歳）	3	3	3	3	3
	3号認定（1・2歳）	16	16	16	16	16
	差異（②－①）	0	0	0	0	0

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
改定後	利用者推計①	19	19	19	38	38
	確保提供量②	19	19	19	38	38
	3号認定（0歳）	3	3	3	6	6
	3号認定（1・2歳）	16	16	16	32	32
	差異（②－①）	0	0	0	0	0

6 任意記載事項

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う基本指針改定に伴い、現在の計画の76ページに記載されている任意記載事項(3)の後に、次の事項を追加します。

《追加》

(4) 地域子ども・子育て支援事業を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

①関係機関の連携会議の開催等

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行い、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるために、子育て支援に関わる関係機関が相互に連携し、協力を図っていきます。

②関係機関の連携を推進する取組の促進

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業の実施にあたり、子育て支援に関わる関係機関との連携を促進していきます。